

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)

公募要領

令和4年2月4日
デジタル庁

第1 事業の趣旨

現在、教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。他方、個人情報の保護に配慮しながら、こうしたこどもに関するデータを最大限に活用し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげる必要がある。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭の発見や、これらに対するニーズに応じたプッシュ型の支援（以下「支援事業」という。）に活用する際の課題等について実証を行うこととし、本事業に参加を希望する複数の地方公共団体等を公募する。

なお、採択後、採択団体におけるデータ連携の実証事業に係る調査研究を請け負う事業者（以下「検証受託事業者」という。）の調達をデジタル庁が実施し、採択団体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、委託等契約を締結する予定である。

第2 事業の概要

1 公募する事業の概要

(1) 対象地方公共団体

実証事業に協力を希望する地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。）。以下同じ。）

なお、第3 1 (1) 記載のとおり、複数の地方公共団体が共同で応募することや、コンソーシアム形式による応募も可とする。

(2) 対象業務

こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを個人情報の保護に配慮の上連携させ、貧困、虐待等により真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の支援といった支援事業に係る業務を対象とする。

(3) 実証事業としての調査研究の内容

- ・別途実施するデータ項目等に係る調査研究により、ユースケースや必要となるデータ項目、制度面・運用面での課題等の分析・検証を行う。
- ・本事業では、同調査研究により整理されたデータ項目、採択団体からの提案、政府における検討等を踏まえて採択された実証事業の実施計画等に基づき、採択団体における教育・保育・福祉・医療等のデータの連携方策の実証を行う。

(4) 検証項目

本事業では、以下の点を検証する。

- ・必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化
- ・データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理
- ・データ連携のためのシステムの整備
- ・当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出
- ・上記の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方策の検討

2 要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ・本事業の参加者は、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における資料及び議論や、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」の検討状況、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向など、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策について十分理解した上で、本事業の実施に当たること。
- ・デジタル庁、関係省庁、検証受託事業者及び別途実施するデータ項目等に係る調査研究を受託する事業者（以下「分析受託事業者」という。）と連携を密にし、検証に協力すること。
- ・本事業は、「第2 1 (4) 検証項目」の検証を行うことを目的として実施するものであり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承すること。
- ・あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、応募すること。応募に当たっては、本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。なお、協議・調整の内容について、必要に応じてデジタル庁が覚書等の内容を確認することがある。

応募の際に、連携するシステム運用事業者等が未定である場合は、連携するシステム運用事業者等を決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。

- ・本事業への採択の有無にかかわらず、提出された事業計画書、参考資料等に記載された、地方公共団体における各種計画、戦略、方針や、実施している事業の概要等について、あらかじめデジタル庁と地方公共団体との調整の上で公表される（例えば、「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における地方公共団体での取組、として資料に含める）ことやその作業のために分析受託事業者を提供すること、また、デジタル庁における本件施策の効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。
- ・本事業に採択された際には、事業計画書(担当者の連絡先を含む。)が公開されることに了承すること。また、デジタル庁における検証受託事業者の調達において、検証受託事業者となることを検討する事業者から求めがあった場合には、連

携するシステム運用事業者等が検証受託事業者に見積を提示するように、あらかじめ連携するシステム運用事業者等と調整すること。

- ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を受け入れること。
- ・採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、定期的（最低でも1か月に1回程度を想定）及びデジタル庁の求めに応じてデジタル庁へ報告すること。
- ・データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）を可能な限り整備すること。

3 採択団体数

採択団体数は、予算の範囲内で、応募状況と予算希望に鑑み決定することとする。（現時点においては、1団体当たり3000万円～1億円程度を想定している）

第3 応募手続

1 応募手続

(1) 応募者

地方公共団体

なお、複数の地方公共団体が共同で応募することや、地方公共団体及び関係機関（児童相談所、医療機関、学校、保育所等の支援機関等。本事業の目的の達成に必要であると認められる場合は幅広に認められ得るので、疑義がある場合はデジタル庁に問い合わせること。）並びに連携するシステム運用事業者等から構成されるコンソーシアム形式による応募も可とする。その場合は、幹事となる地方公共団体を定めた上で、当該地方公共団体が事業提案書を提出すること。

(2) 応募に必要な資料

本事業において、何を目的として、どのような参加者が、どのようにして関係機関からデータを入手し、共有し、データを用いて支援事業へとつなげていくのか、また、それらをどのように検証していくのか、といった内容を含む事業計画書を提出すること。また、その他、補足資料を必要に応じて提出すること。

事業計画書の必要的記載事項については以下のとおり。

- ・公募団体名
- ・公募団体代表者氏名
- ・公募団体担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ・公募団体のシステムの現況
- ・事業の実施計画
 - ・実証事業に参加する理由
 - ・実証事業で想定するモデルプラン（何を目的に、誰と、どのデータを連携・活用して、どのように支援へとつなげることを狙うのかわかる全体像）
 - ・実証事業で連携するデータ項目
 - ・実証事業でデータ連携する部署、関係機関等、実証事業に参加する関係者の体制、役割等

- ・実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体
- ・実証事業で連携するデータの流通と制御（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）
- ・実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法
- ・実証事業で使用するシステムの構成図
- ・実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制
- ・データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）の検討状況
- ・検証項目の検証方法
- ・概算予算（「費用内訳・予定額（令和4年度）」の様式により提出すること。積算に時間を要する場合は、第一次提出期限までに大まかな予算規模を提出し、第二次提出期限までに内訳がわかる見積を提出すること。）
- ・参考資料
 - 実証事業に関連する、公募団体における以下の参考資料を提出すること。公開資料等、既存資料を適宜活用して構わないが、その場合は、各要素がどの箇所に該当するかを明記すること。
 - ・各種計画、戦略、方針、組織体制等
 - ・個人情報保護条例その他のデータ連携に関する関係規定
 - ・子どもや家庭に関するデータ項目（必要に応じて、デジタル化の状況、メタデータ等附属情報も付記）
 - ・子ども等への支援事業、地域の取組等の概要

(3) 提出期限

第一次（実施計画の提出〆切）：2月28日（月）24時（概算予算の詳細、具体的なシステム運用事業者名等を除く、委託候補事業の審査に必要となるもの。）

第二次（詳細資料の提出〆切）：3月14日（月）24時（概算予算の見積の内訳、具体的なシステム運用事業者名等、採択数の決定に必要なもの。）

(4) 提出方法

- ・提出書類（事業計画書及び補足資料）は、第6に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。
- ・用紙サイズはA4縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。
- ・送信メール件名は「【応募団体の名称（例：〇〇県〇〇市）】企画提案書（子どもに関する各種データの連携による支援実証事業）」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

2 委託候補事業の採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。なお、(3)及び(4)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや、提案内容の修正等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 事業の内容に対する適切性・効果

応募の内容が、実証事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。

② 事業の実現性

実証事業後の実際の支援事業への適用に向けた計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。

③ モデル性

他地方公共団体においても導入しやすい汎用的なスキームであり、他地方公共団体への普及展開が見込めるようなものとなっているか。

④ 遂行能力

- ・本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。
- ・本事業を実施するため、システム運用事業者、関係機関、(複数の地方公共団体と共同で応募する場合)地方公共団体等との連携・協力体制が構築できているか。
- ・事業実施スケジュール、事業計画が無理なく組み立てられ、本事業の確実な実施・運営が見込めるか。

⑤ その他

その他特筆すべき応募内容があるか。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の地方公共団体による提案とのバランスを考慮したり、複数の地方公共団体間での効果検証等のために特定の事業の実施や特定のデータ項目の共有を求めたり、本事業の対象としては提案内容の一部のみを採択する場合がある。また、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。特に、連携するデータ項目については、別途実施するデータ項目等に係る調査研究による整理、「こどもに関する情報・データ連携副大臣プロジェクトチーム」、「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」等での検討、各地方公共団体から提出された提案内容等を踏まえ、デジタル庁において必須項目等の指定を行う可能性がある。

(4) 提案の採択

デジタル庁は、採択したときは、当該事業の応募者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。採択された事業については、契約時まで、必要に応じてデジタル庁と採択団体との間で調整の上、2(3)の例示と同様に修正等を行うことがある。なお、提案時に提出した事業計画自体に変更がある場合、「2(2)選定のポイント」に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。

3 契約

(1) 契約の締結

採択された事業を実施するため、地方公共団体におけるデータ連携の実証事業に係る調査研究の調達をデジタル庁が実施し、受託した検証受託事業者と採択団体が連携するシステム運用事業者等（関係するシステムの開発・改修等を担当する事業者、データ分析や事業全体の進捗管理等を担当する事業者等を想定している。）との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、実証の実施に係る業務契約を締結する。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日（令和4年5月～6月頃を想定）から令和5年3月31日までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

検証受託事業者と採択団体が連携するシステム運用事業者等が締結する委託契約とする予定であるが、その詳細については確定後に採択団体に別途通知する。

4 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、検証受託事業者と採択団体が連携するシステム運用事業者等との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された事業に係る予算計画書等は、必要に応じて契約の締結時までに採択団体とデジタル庁との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

(2) 委託費の内容

委託費は、本事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。本事業の実施に当たり新たに経費が必要となるものを対象とする。

本事業の経費対象として想定する費用内訳の例は以下のとおり。なお、例にない経費でも認められる場合があるので、デジタル庁に相談すること。

- ・連携データの取得に必要な経費（システムへの連携データの入力役務の費用、既存システムにあるデータの変換・抽出に必要な費用等）
- ・連携データの共有に必要な経費（データ連携のためのシステムの整備・改修役務の費用、回線・アプリケーション等の利用料、関係機関において連携データを利用するための端末費用等）
- ・効果の検証等に必要な経費（検証に必要なデータの収集・分析のための役務やシステムの整備・改修の費用、分析ツールの導入費用等）
- ・その他の本事業の実施に当たり新たに必要となる経費（複数の関係機関と共同して本事業を実施するに当たり、とりまとめや進捗管理等を行う必要がある場合の役務の費用等）

(3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・応募者、連携するシステム運用事業者等の通常の運営経費
- ・本事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・契約期間の間に実施されない取組に係る経費
- ・国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

第4 報告及び評価

1 中間報告

採択団体は、デジタル庁の求めに応じて検証受託事業者が行う中間報告の策定に協力しなければならない。当該報告は、定期的な実施状況の報告(第2 2参照)とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討及び将来的に全国の地方公共団体が利用できる汎用的な仕組みの検討を目的として実施する。なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡する。

2 成果報告書

採択団体は、本事業の終了後、検証受託事業者がデジタル庁に提出する成果報告書の策定に協力しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業に取り組むに至った背景、事業の概要
- ・実施体制、実施スケジュール
- ・事業成果
- ・直面した課題とその対応策・解決方法
- ・全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告書を基に、デジタル庁において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、デジタル庁 Web ページ等で公開する場合がある。成果報告書の提出期限は別途連絡する。

3 データ連携等に係る調査研究への協力

採択団体は、別途実施するデータ連携等に係る調査研究において分析受託事業者が行う成果報告書のとりまとめ等に協力しなければならない。特に、1及び2の内容については、3の成果報告書の一部を構成するものとなる可能性がある。

第5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和4年2月 データ項目等に係る調査研究の分析受託事業者の調達及び本事業参加団体の公募
- ・令和4年3月 データ項目等に係る調査研究の分析受託事業者の決定及び本事業参加自治体の内定
- ・令和4年4月 本事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）の検証受託事業者の調達
- ・令和4年5月～6月 採択団体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との委託契約締結、本事業開始
- ・令和4年5月～6月 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において論点整理取りまとめ
- ・令和4年10月 中間報告
- ・令和5年3月 成果報告、事業終了

第6 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 眞弓、横田

所在地 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19階

メール kids@digital.go.jp

電話 03-6872-6114、03-6866-0113